

香川県条例第60号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年香川県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
附 則	附 則																		
2 略	2 第2条第2項に定めるものほか、警察職員が東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に係る業務に従事した場合における災害警備等手当が支給される職員の範囲及び支給額は、次の表のとおりとする。																		
<table border="1"><thead><tr><th>受給者の範囲</th><th>単位</th><th>支 給 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定された区域又は帰還困難区域に設定された区域において行う業務に従事する者</td><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	受給者の範囲	単位	支 給 額	1 略			2 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定された区域又は帰還困難区域に設定された区域において行う業務に従事する者	略		<table border="1"><thead><tr><th>受給者の範囲</th><th>単位</th><th>支 給 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>2 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定された区域又は帰還困難区域に設定された区域において行う業務に従事する者</td><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	受給者の範囲	単位	支 給 額	1 略			2 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定された区域又は帰還困難区域に設定された区域において行う業務に従事する者	略	
受給者の範囲	単位	支 給 額																	
1 略																			
2 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定された区域又は帰還困難区域に設定された区域において行う業務に従事する者	略																		
受給者の範囲	単位	支 給 額																	
1 略																			
2 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定された区域又は帰還困難区域に設定された区域において行う業務に従事する者	略																		

(1の項に掲げる者を 除く。)	(1の項に掲げる者を 除く。)
3・4 略	3・4 略

附 則
この条例は、公布の日から施行する。